

令和6年 第2回 尾三衛生組合議会定例会 会議録

招 集 年 月 日	令和6年10月11日(金)														
招 集 場 所	尾三衛生組合会議室1														
開 会	令和6年10月11日(金) 午後2時30分														
閉 会	令和6年10月11日(金) 午後3時53分														
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1番 川 嶋 恵 美</td> <td style="width: 50%;">2番 白 井 えり子</td> </tr> <tr> <td>3番 武 田 治 敏</td> <td>4番 田 中 とおる</td> </tr> <tr> <td>6番 増 岡 義 弘</td> <td>7番 塚 本 直 樹</td> </tr> <tr> <td>8番 水 野 隆 市</td> <td>9番 加 藤 啓 二</td> </tr> <tr> <td>10番 門 原 武 志</td> <td>11番 石 原 えりか</td> </tr> <tr> <td>12番 高 橋 道 則</td> <td></td> </tr> </table>	1番 川 嶋 恵 美	2番 白 井 えり子	3番 武 田 治 敏	4番 田 中 とおる	6番 増 岡 義 弘	7番 塚 本 直 樹	8番 水 野 隆 市	9番 加 藤 啓 二	10番 門 原 武 志	11番 石 原 えりか	12番 高 橋 道 則			
1番 川 嶋 恵 美	2番 白 井 えり子														
3番 武 田 治 敏	4番 田 中 とおる														
6番 増 岡 義 弘	7番 塚 本 直 樹														
8番 水 野 隆 市	9番 加 藤 啓 二														
10番 門 原 武 志	11番 石 原 えりか														
12番 高 橋 道 則															
欠 席 議 員	5番 水 谷 正 邦														
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">管 理 者 小 山 祐</td> <td style="width: 50%;">副 管 理 者 石 橋 直 季</td> </tr> <tr> <td>副 管 理 者 近 藤 裕 貴</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 局 長 池 野 雅 樹</td> <td>会 計 管 理 者 兼 次 長 福 島 勝 之</td> </tr> <tr> <td>次 長 兼 施 設 課 長 都 築 英</td> <td>調 整 監 兼 総 務 課 長 水 野 寿 人</td> </tr> <tr> <td>調 整 監 兼 業 務 課 長 小 林 克 人</td> <td>総 務 課 付 課 長 岸 利 克</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 主 幹 加 藤 雅 英</td> <td>業 務 課 主 幹 田 中 正 道</td> </tr> <tr> <td>施 設 課 主 幹 福 永 雄 介</td> <td></td> </tr> </table>	管 理 者 小 山 祐	副 管 理 者 石 橋 直 季	副 管 理 者 近 藤 裕 貴		事 務 局 長 池 野 雅 樹	会 計 管 理 者 兼 次 長 福 島 勝 之	次 長 兼 施 設 課 長 都 築 英	調 整 監 兼 総 務 課 長 水 野 寿 人	調 整 監 兼 業 務 課 長 小 林 克 人	総 務 課 付 課 長 岸 利 克	総 務 課 主 幹 加 藤 雅 英	業 務 課 主 幹 田 中 正 道	施 設 課 主 幹 福 永 雄 介	
管 理 者 小 山 祐	副 管 理 者 石 橋 直 季														
副 管 理 者 近 藤 裕 貴															
事 務 局 長 池 野 雅 樹	会 計 管 理 者 兼 次 長 福 島 勝 之														
次 長 兼 施 設 課 長 都 築 英	調 整 監 兼 総 務 課 長 水 野 寿 人														
調 整 監 兼 業 務 課 長 小 林 克 人	総 務 課 付 課 長 岸 利 克														
総 務 課 主 幹 加 藤 雅 英	業 務 課 主 幹 田 中 正 道														
施 設 課 主 幹 福 永 雄 介															
本会議に職務のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議会事務局書記長 福 島 勝 之</td> <td style="width: 50%;">議会事務局書記 加 藤 雅 英</td> </tr> <tr> <td>議会事務局書記 加 藤 健 祐</td> <td></td> </tr> </table>	議会事務局書記長 福 島 勝 之	議会事務局書記 加 藤 雅 英	議会事務局書記 加 藤 健 祐											
議会事務局書記長 福 島 勝 之	議会事務局書記 加 藤 雅 英														
議会事務局書記 加 藤 健 祐															
日進市・みよし市・東郷町で出席した者の職・氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">日進市環境課長 中 村 一 弘</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>みよし市生活環境課長 鈴 木 孝 明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東郷町環境課長 本 田 武 文</td> <td></td> </tr> </table>	日進市環境課長 中 村 一 弘		みよし市生活環境課長 鈴 木 孝 明		東郷町環境課長 本 田 武 文									
日進市環境課長 中 村 一 弘															
みよし市生活環境課長 鈴 木 孝 明															
東郷町環境課長 本 田 武 文															
会議録署名議員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">12番 高 橋 道 則</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>1番 川 嶋 恵 美</td> <td></td> </tr> </table>	12番 高 橋 道 則		1番 川 嶋 恵 美											
12番 高 橋 道 則															
1番 川 嶋 恵 美															

令和6年第2回尾三衛生組合議会定例会議事日程

令和6年10月11日（金）

午後2時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

(1) 議長諸報告

(2) 議会運営委員会委員長報告

日程第4 一般質問

日程第5 議案第5号 令和5年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第6号 令和6年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議員提出議案第1号 議員派遣について

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について

令和6年 第2回 尾三衛生組合議会 定例会
議事の経過

(開会 午後 2時30分)

加藤(雅)書記

御起立をお願いいたします。
一同、礼。
御着席ください。

加藤議長

皆様、こんにちは。
令和6年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。
議員の皆様には、公私とも御多忙のところ、御参集賜りましてありがとうございます。
本定例会に提案されておりますのは、議案第5号から議員提出議案第1号の議案3件と報告1件であります。
議員の皆様には、慎重な御審議を賜り、議事運営に格別の御協力をお願い申し上げます。
管理者招集挨拶、小山管理者。

小山管理者

皆さん、こんにちは。
令和6年度から管理者に就任をいたしました、みよし市長の小山祐でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、お忙しい中、御参集を賜り誠にありがとうございます。
さて、本日の定例会に上程いたします議案は、「令和5年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」をはじめ2議案でございます。
慎重審議を賜り、御賛同いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくをお願いいたします。

加藤議長

ありがとうございました。
開議に先立ち、御報告いたします。
本日の会議に、5番水谷正邦議員から欠席の届出がございましたので、御報告いたします。
ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第2回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、12番高橋道則議員、1番川嶋恵美議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を議題とします。

監査委員より、例月出納検査につきまして、令和6年3月分から8月分の一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

次に、議会運営委員長より、議会運営委員会の報告をしていただきます。

白井議会運営委員長。

白井委員長

議長より御指名がありましたので、本日午後1時半より開催しました議会運営委員会について御報告申し上げます。

一般質問につきまして、3名の議員より通告がありましたので、その取扱いにつきまして確認をいたしました。

質問方法は一問一答方式とし、質問時間は同一議員につき15分以内、関連質問は認めないものとなりました。

付議された議案につきましては、「令和5年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、「令和6年度尾三衛生組合一般会計補正予算(第1号)」及び議員提出議案として「議員派遣について」の、計3議案でございます。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立によって行うこととしました。

議案質疑につきましては、2名の議員より通告がありました。議案質疑の取扱いについては、質疑方法は一問一答方式とし、同一議員につき、同一の議題について、質疑時間は1議案につき15分以内とすることとし、関連質問は認めないものとなりました。

以上の確認をいたしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長

以上で諸般の報告を終わります。
日程第4、一般質問を行います。
通告により、発言を許します。
7番、塚本直樹議員。

塚本議員

7番塚本直樹。
議長のお許しをいただきましたので、私からは、新たな廃棄物処理施設整備に向けた取組について一般質問させていただきます。
令和16年度の稼働を目指して、新廃棄物処理施設の建設準備が進められています。令和5年度に廃棄物処理施設整備基金を新設し、令和6年3月には廃棄物処理施設整備基本構想が策定され、地域住民の声を聞く住民説明会も管内各所で開催されました。新処理場の建設に向けて着実に事業展開する中、疑問に感じたこと、確認したいことなどを質問させていただきます。
最初に、基本構想と住民説明会から質問します。
平成9年（1997年）12月稼働で26年が経過した一般廃棄物処理施設（東郷美化センター）は、施設の老朽化が進行する中、県の広域化計画の影響で、平成27年度から令和元年度にかけ施設の延命化工事を行い、現在稼働を続けております。延命化した施設をいつまでも使い続けることはできないため、施設整備は待ったなしであると思います。
まず、本年3月に策定した基本構想から質問します。
新しい焼却炉整備の基本的な考えについて。これからの焼却炉に求められる焼却残渣の減量化、災害対策、地球温暖化対策（脱炭素・カーボンニュートラル）などの基本的な考え方の説明をお願いします。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

事務局長、池野。
焼却残渣の減量化につきましては、当組合の現在の処理方式でありますストーカ炉を採用した場合には、技術の進歩により多少の残渣の減量が見込まれるものと考えます。また、仮に熔融炉を採用した場合には、ほとんど残渣が発生いたしません。このように処理方式により残渣の量は大きく異なることとなりますので、令和7年度、8年度に実施予定の基本計画等策定業務の中で検討してまいりたいと考えております。
次に、災害対策につきましては、災害時に発生する災害廃棄物を想定し、今後、施設規模を算出する際、通常時に必要な施設規模に対して10%の処理量を見込むことを考えております。
次に、地球温暖化対策につきましては、現在の焼却施設では焼却時に発生する熱エネルギーを組合施設内の温水や空調機で利用している状況でございます

が、新施設では余熱を利用した発電設備を整備していくことを考えております。
以上です。

加藤議長

7番、塚本直樹議員。

塚本議員

続いて、資金計画について尋ねます。
基本構想では交付金・地方債について触れておりますが、資金計画について、その内容について尋ねたいと思います。
新焼却炉建設に係る経費については、実施設計後でないと分からないと思いますが、資金計画を立てる必要があるのではないのでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

新焼却炉建設に係る経費につきましては、実施設計後に資金計画を作成してまいります。
以上です。

加藤議長

7番、塚本直樹議員。

塚本議員

新焼却炉の建設に加え、現在の焼却炉の廃炉に係る経費など、概算経費はそれではどれぐらいになるのでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

概算経費につきましても、次年度から実施予定の基本計画等策定業務の中で算定してまいります。
以上です。

加藤議長

7番、塚本直樹議員。

塚本議員

新炉の基本的な整備の考えについては確認しました。
また、資金計画については、現段階での公表は無理なのは、それについても理解をしたところでございます。
では、続いて、住民説明会からお尋ねします。
今年の6月と7月に開催された住民説明会については、議会説明会で会場や出席者数、主な質問についての説明を受けましたが、関連して質問させていただきます。
最初に、新焼却炉の建設場所や規模、建設計画に関する意見はなかったの

しょうか。

加藤議長 答弁、池野事務局長。

池野事務局長 建設場所や規模に関する意見につきましては、組合の敷地や組合に隣接する土地所有者の質問はございましたが、施設規模に対する質問はございませんでした。

また、建設計画に関する意見につきましては、今後のスケジュール及び施設整備項目の内容に関する質問や意見がございました。

以上です。

加藤議長 7番、塚本直樹議員。

塚本議員 使用する道路が狭いということで、道路拡張はできないかというようなお尋ねがあったと思いますが、尾三衛生の直接運営に関連した意見はなかったのでしょうか。

加藤議長 答弁、池野事務局長。

池野事務局長 当組合へ搬入搬出するために利用される道路、この組合敷地から坂を下ったところの道路でございますが、道路の拡張について希望される御意見がございました。

また、運営に関する意見につきましては特にございませんでした。

以上です。

加藤議長 7番、塚本直樹議員。

塚本議員 それでは、今後の説明会の開催計画や予定がありましたら、御説明ください。

加藤議長 答弁、池野事務局長。

池野事務局長 今後の説明会の開催予定につきましては、令和7年度から11年度までかけて実施してまいります環境影響評価の業務において、令和8年度と10年度に各1回、計2回実施する予定でございます。

また、建設工事の着手前にも説明会を開催することを検討しております。

以上です。

加藤議長 7番、塚本直樹議員。

塚本議員

いずれにしろ、近隣住民、利用者への説明は丁寧に行っていただきますよう要望しておきます。

それでは、視点を変えまして、先進市町の視察研修で見聞きし、学んだことについて質問させていただきます。

一昨年は大府市と武豊町、昨年は桑名市と四日市市の焼却施設を見学しました。また、今年29日と30日には、静岡県浜松市、長野県伊那市への視察が計画されております。

私が見学した4施設の感想を申し上げますと、いずれも立派できれい、スペースを有効活用し、利用者に使いやすく工夫され、見学コースも整備されておりました。

視察先において見聞きし、研修したことから順次質問します。

最初に、焼却方式の決定について尋ねます。

先ほど説明もあったわけでありますが、新焼却炉の焼却方法について、どこかの施設を訪ねても、それをPRする市町が多いわけでありますが、シャフト式とかストーカ式等、それを決定する時期はいつになりますか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

焼却方法につきましても、次年度から実施予定の基本計画等策定業務の中で検討していくものと考えております。

以上です。

加藤議長

7番、塚本直樹議員。

塚本議員

しっかり検討して、よいものを選んでほしいなというふうに思います。

それでは、次に、新焼却施設の運営方法、民間活力の導入、例えばPFIとかDBOについて確認します。

まず、他市の多くの新施設で実施されている、建設から管理運営まで、これを一体的に委託するためには、いつ頃までにその方針を決定しなければなりませんでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

次年度から実施予定の基本計画等策定業務の中で、令和8年度にPFI等可能性調査を実施してまいりますので、その内容を踏まえ、令和9年度までに方針を決定する予定でございます。

以上です。

加藤議長

7番、塚本直樹議員。

塚本議員

それでは、建設から管理運営まで委託した場合、尾三衛生組合の現在の職員、委託業者はどのようになるとお考えでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

新施設稼働までは、職員につきましては、新炉建設に伴う業務を行いながら、既存施設の運営管理の業務を行ってまいります。委託業者につきましては、おおむね3年ごとに入札を行い、既存施設の運営業務を委託してまいります。

新施設稼働後につきましては、運営方式はまだ決定しておりませんので、委託業者については回答することはできませんが、職員については、施設の運営管理を行っていくことに変わりございません。

以上です。

加藤議長

7番、塚本直樹議員。

塚本議員

それでは、その他、私なりに疑問に感じたことについて確認させていただきます。よろしく申し上げます。

まず、熱源エネルギーの有効利用について。焼却炉で発生する熱源を利用して発電した際は、売電して運営費に充当するのですか、それとも現在のように施設内の電源に利用するのでしょうか。まず、それをお答えください。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

発電した電力につきましては、施設内の電源として利用及び売電を想定しておりますが、これらにつきましても、次年度から実施予定の基本計画等策定業務の中で検討してまいります。

以上です。

加藤議長

7番、塚本直樹議員。

塚本議員

それでは、続きまして、温暖化の影響で、小学校のプールを体育の授業で使う際にも熱中症対策が必要になっている昨今であります。そこで、一年を通して利用できる余熱を利用した温水プールはできないのでしょうか。

南知多衛生組合の武豊町では、実際にもう既に運営されているところを見ました。また、今年の視察先の浜松市では、チョウザメの養殖が実施されるとい

うことで紹介されております。このような新炉における熱源の利用についての考えはいかがでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

余熱の利活用につきましては、次年度から実施予定の基本計画等策定業務の中で、他施設での事例も参考にしながら検討してまいります。
以上です。

加藤議長

7番、塚本直樹議員。

塚本議員

それでは、その他2点について確認します。
四日市市では、市民が直接焼却施設に個人搬入する様子を見ました。市民の協力により搬入業者の業務量の削減が図れますが、自己搬入しやすい施設とする考えはありますでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

自己搬入しやすい施設となりますよう、組合敷地内の動線などについて検討してまいります。
以上です。

加藤議長

7番、塚本直樹議員。

塚本議員

昔の焼却施設というと、臭いや煙などで少し暗い印象がありましたが、最近の施設を見ていると随分違ってきていると感じています。
そこで最後の質問であります。尾三衛生組合の新たな焼却施設に対するイメージアップの取組、考えはありますでしょうか。例えば、愛知池湖畔に建つ施設として、すばらしいロケーションを生かした施設にしてはいかがでしょうか。お答えをお願いします。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

イメージアップに対する取組につきましては、現在のところ、実施していることはございませんが、住民が親しみを持てるような施設となりますよう検討させていただきたいと考えます。
以上です。

加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	<p>基本構想の段階では質問内容が早過ぎたと、ちょっと反省しておりますが、丁寧に御答弁いただきありがとうございました。</p> <p>ただし、新炉の建設はしっかりした目的と方針を持ち、全力で対応していただきたいと思っております。基本設計の中でという話ではありますが、自分たちの計画、それから方針はやはりしっかり持った上でその計画に織り込むべきと私は思いますので、その辺しっかり対応することをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
加藤議長	<p>これにて、7番塚本直樹議員の一般質問を終わります。</p> <p>次に、2番白井えり子議員。</p>
白井議員	<p>2番白井えり子。</p> <p>一般質問に入りますが、塚本議員と重なるところも多々ありますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>1項目めです。新炉基本構想の住民説明会からです。</p> <p>令和16年度新施設稼働開始に向けて、令和5年度は廃棄物処理施設整備基本構想を策定、令和6年度は計画期間5年から7年の循環型社会形成推進地域計画の年度となっています。そうした中で、6月、7月、管内4か所で住民説明会が行われました。</p> <p>質問の1点目は、4か所の説明会の実施状況はどのようであったかをお聞きします。</p>
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	<p>事務局長、池野。</p> <p>本年6月から7月にかけて、当組合周辺の東郷町諸輪区、みよし市福谷区、みよし市黒笹区、日進市米野木区の4地区で基本構想の説明会を開催いたしました。</p> <p>説明会の実施状況といたしましては、諸輪区が12名、福谷区が5名、黒笹区が11名、米野木区は14名で、計42名の方に参加をしていただきました。</p> <p>以上です。</p>
加藤議長	2番、白井えり子議員。
白井議員	この尾三衛生の施設に近い地域の方々や、新たにこの周辺にお越しの方たち

の参加はどのようなものであったのでしょうか。新しい住宅地での住民説明会などは、要請があればされるお考えはあるのでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

住民説明会への参加者につきましては、当日、顔見知りの方もおられましたが、特に記名式ではございませんでしたので、どなたが参加したのか、詳細な情報は把握しておりません。

また、住民説明会の開催地区につきましては、要望がございましたら、組合市町と協議し、開催について検討してまいります。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

ぜひですね、丁寧な説明等行っていただきますように、これは意見として申し上げます。

次に、質問の2点目です。

課題としてどのようなことが出たのでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

主な質問や意見といたしましては、施設整備事業に関する事、災害廃棄物に関する事、環境に関する事などが出ましたが、組合としての課題は特にございませんでした。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

私が参加しました説明会では、いろいろな御質問、御提案などが出ており、特に発電の部分では、投資金額が大きく維持管理が大変、かえって重荷になるのではないかと、こうしたことをもっと検証すべきではないかという御意見がありました。

発電につきまして現在決まっていることがあれば、詳細にお答えください。

また、周辺の組合焼却炉建て替えのときに、市民電力を創設しているところにも意見を聞いています。価格の問題ではなく、共に地域をつくるという、こうした地域の新しい電力創設取組のところの意見も聞いたらいかがでしょうか。この点についていかがでしょうか。

加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	<p>発電につきましては、新しい可燃ごみ処理施設の建設事業を交付金の対象事業とするためには発電設備の整備が必須となっておりますので、整備することにつきましては決定としております。その詳細につきましては、令和7年度、8年度に実施予定の基本計画等策定業務の中で検討してまいります。</p> <p>また、地域の新しい電力創設の取組につきましては、先進団体の事例を参考に、検討してまいります。</p> <p>以上です。</p>
加藤議長	2番、白井えり子議員。
白井議員	<p>ぜひですね、新しい電力創設については、そういった取組のところ等、丁寧に話し合いをお願いします。</p> <p>では、3点目ですが、近隣住民との、皆さんとの説明会ではなく、意見交換会などはどのように検討されているのでしょうか。お願いいたします。</p>
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	<p>意見交換会につきましては、今回の基本構想の説明で実施いたしました4地区での住民説明会を想定しております。</p> <p>今後の住民説明会につきましては、令和7年度から11年度までかけて実施する環境影響評価の業務において、令和8年度、10年度の2回実施する予定でございます。</p> <p>また、建設工事の着手前にも説明会を開催することを検討しております。</p> <p>以上です。</p>
加藤議長	2番、白井えり子議員。
白井議員	<p>説明会のスケジュールは分かりましたけれども、ぜひ意見交換会という形での話し合いを要望しておきます。</p> <p>次に、4点目です。住民への情報の提供は今後どのようにお考えでしょうか。特に、このごみ焼却炉の建て替えについては、皆さんの関心が高い中で、住民への情報提供についてはどのようにお考えですか。</p>
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	当組合ホームページや組合市町の広報を利用して情報提供することを考えて

おります。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

この組合、この10月からホームページを新たにされたと聞きます。住民の関心の高い建て替え情報などは真っ先にこのホームページに載せるべきだと考えますけれども、どこまで住民に公表されるのか。このホームページを使った公表についてはいかがお考えでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

現在、既にホームページに掲載しております基本構想から、今後は、新施設建設完了までの間、住民の関心の高い情報につきましては発信するよう努めてまいります。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

特に、今はこのホームページを真っ先に見られる住民の方が多くなってまいりました。ぜひこのホームページを活用していただきますように、意見として申し上げます。

次に、5点目ですが、10年後の地域、住民に開かれた施設をどう検討されているのか。コンサル任せではなく、広く住民意見も間に合う時期に集約をすべきではないでしょうか。この点についてはどのように組合はお考えでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

次年度から実施予定の基本計画等策定業務の中で施設整備を検討していくこととなりますが、計画の策定に当たりましては、有識者や組合市町の職員及び住民の方で構成する委員会を立ち上げまして、計画の内容の検討をしてまいります。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

検討委員会の中に住民の方も入られるということですが、ぜひ丁寧にそうい

ったところの意見も反映されるようお願いをいたします。

再質ですけれども、基本構想のパブコメは既に済んでいますけれども、実際の基本計画に入るときに住民の意見はどう受けていくのでしょうか。子供たちがごみや環境に関心を持てる企画、また、現在も当組合でやっておりますけれども、住民が楽しめるリサイクル教室やリサイクル販売、入浴施設、このほか、これからの社会と環境など広く意見を聞くべきと思いますが、どのような方法で聞いていかれるのでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

基本計画を策定する際、委員会の構成員であります住民の方から御意見を頂戴してまいります。さらには、基本計画に対するパブリックコメントを実施し、広く住民等の意見を募ることを予定しております。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

大人の意見はそういったところで聞かれますが、やはり未来を背負う子供たちの意見を聞く場面はなかなか見当たりません。ぜひですね、次の時代を担う子供たちの意見も聞くような場をつくっていただきますよう、これは要望として、意見として申し上げておきます。

次に、2項目めです。建設のための財政計画、PFI方式についてです。

先ほどの塚本議員の質問でもお答えになってはいますけれども、改めて、新炉建設、運用の財政計画をお示してください。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

新焼却炉建設に係る経費につきましては、実施設計後に財政計画を作成してまいります。

また、運用につきましては、令和5年度より新炉建設に係る整備基金の運用を開始しております。基金積立金として毎年4億円の運用等を行うものとし、30年間で総額120億円について債券や定期預金による運用を行い、工事費や償還金に充てることを考えております。

現在は新炉建設の工事費が決定していないため、新発債の10年地方債を令和6年度まで購入する予定でございます。その後は、令和11年度から15年度まで、新炉建設を行うため多額の工事費を要する予定でございますので、工事を実施する年度に整備基金をうまく活用できるよう、今後は5年地方債や定期預金による運用を行うことを計画しております。

	以上です。
加藤議長	2番、白井えり子議員。
白井議員	では、2点目ですが、稼働までのスケジュールの令和8年度に、PFI導入可能性調査になっていますが、PFI方式のメリット、デメリットについてお示しをください。
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	PFI方式のメリットといたしましては、民間の資金やノウハウを活用することで、事業全体の経費抑制が期待できます。また、デメリットといたしましては、運営の主体が民間事業者となるため、公共の関与がしにくくなると言われております。 以上です。
加藤議長	2番、白井えり子議員。
白井議員	この方式についてはこれからですけれども、大型公共施設の建設のPFIやDBOの導入について、もう既にいろんなところで検証が進んでいます。メリットだけでなく、デメリットについては十分な情報収集、検証をお願いしたいと、これは意見として申し上げます。 では、次に、3項目めのペットの焼却対応の今後に向けてです。 1点目です。尾三衛生管内は住宅都市の形態のまちづくりがされていると言えます。犬や猫のほか小動物の飼育も多く、今後も需要は高まると思われれます。ペット類の火葬も、公共の火葬場、民間のペット火葬など、形態も様々ですが、昨年組合で視察しました四日市市クリーンセンターをはじめ、ごみ焼却施設が受入れをしているところも最近では多々あります。こういったペットの焼却対応についてどのようにお考えか、お願いします。
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	令和5年度に実施しました議員視察研修で訪問した四日市市クリーンセンターにおきまして、ペットを含めた小動物焼却設備が完備されていたことから、尾張管内清掃工場に調査を行いました結果、専用の炉を完備しているところはございませんでした。 また、小動物の焼却につきまして、尾張管内10団体中5団体では、ごみと一緒に焼却をしていることが分かりました。

現在、当組合では、設備の構造上、燃え残る可能性がございますので、ペットを含めた小動物の焼却につきましては想定をしておりません。
以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

ただいまの答弁で、現在の今うちが使っている炉、あと10年使うわけですが、この炉では無理だと、今の御答弁で理解をいたしました。

では、2点目に、市民への対応としまして、10年後になりますが、この新炉の建設計画の中では、ペット用の炉も含め、受入れについての検討が今まさに基本計画の検討で必要ではないでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

ペット用炉も含めまして、施設併設の要望等がございましたら、次年度から実施予定の基本計画等策定業務の中で検討してまいります。

以上です。

加藤議長

2番、白井えり子議員。

白井議員

最後に意見として申し上げますが、新炉の建設は何十年に一回の事業です。基本計画でしっかりとこの議論をしていくことを提案して、質問を終わります。
以上です。

加藤議長

これにて、2番白井えり子議員の一般質問を終わります。
次に、10番門原武志議員。

門原議員

10番門原武志です。
それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。
今回は、職場におけるハラスメントということで通告させていただいたわけでございます。

私ども東郷町では、前町長による不幸な、あるいは二度とあってはならない、そういった事案がありまして、今行政、あるいは我々議会の中でも、今後の対策とかですね、いろいろ検討しているところでございます。こういった町で議員をやっている、前町長のハラスメントを防止できなかった、そういった思いを持ちながら活動しているわけですがけれども、特にですね、この尾三衛生組合というのは、市役所、町役場と比べて小さい組織であるということで、町役場や市役所ではハラスメント事案があったとき、加害者と被害者を引き離すとか、

そういった対応が取りやすいわけでありますけれども、小さい組織ではなかなかそういったことも難しかろうということで、ハラスメント事案を起こしてしまった町の議員として、おまえが何を言うんだというようなことを、そういう受け止め方をされるかもしれませんが、あえて取り上げさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、組合の職場におけるハラスメント防止に関する要綱について伺いますけれども、対象者についてまずお聞かせください。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

事務局長、池野。
尾三衛生組合職員及び会計年度任用職員を対象者としております。
以上です。

加藤議長

10番、門原武志議員。

門原議員

組合にはですね、職員の中には、組合市町から派遣されてきた職員、私どものような議員、正副管理者、監査委員などの特別職も含まれているのでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

対象者に、派遣職員及び特別職は含まれておりません。
以上です。

加藤議長

10番、門原武志議員。

門原議員

まさに東郷町の、私どもの町役場にある要綱と同じような状況だということを確認させていただいたわけであります。

次にまいりますけれども、相談体制について伺います。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

総務課職員が相談員として対応に当たり、速やかに事実関係の調査及び確認を行うとともに、その結果を総務課長に報告することとなっております。

以上です。

加藤議長

10番、門原武志議員。

門原議員	実際にハラスメントがあった場合の対応について伺います。
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	<p>総務課長が、相談員が確認した事実関係の調査結果報告を受けて、必要に応じ相談等を申し出た者と関係者に対し、個別に事情聴取及び事実関係の確認を行いまして、相談等に係る問題の解決を図ってまいります。</p> <p>また、事案の内容または状況から判断して必要がある場合は、ハラスメントの当事者を除いた課長職以上の職員により苦情処理委員会を設置し、事実関係に基づいた対応措置を審議したうえで、総務課長が必要な指導・助言を受けることとなっております。</p> <p>以上です。</p>
加藤議長	10番、門原武志議員。
門原議員	<p>これ、仮のお話で、嫌らしいんですけども、当事者を除くということは当然として、ここに出てきた役職の方が当事者になられた場合、なかなか難しいのかなというようなことを、答弁をお聞きして思ったわけでありましてけれども。それにしても、普段からハラスメントについて、意識を醸成するっていうのが非常に重要なのかなと思います。</p> <p>そこで伺いますけれども、職員を対象に、ハラスメント防止を目的とした研修は行っているのでしょうか。</p>
加藤議長	答弁、池野事務局長。
池野事務局長	<p>過去に研修を受けた組合職員はおりませんが、令和7年度に管理職職員を対象としたハラスメント防止研修及び相談員となる職員を対象としたハラスメント相談担当者研修の受講を予定しております。</p> <p>以上です。</p>
加藤議長	10番、門原武志議員。
門原議員	<p>令和7年度とおっしゃっていますけれども、できるだけですね、お忙しいかと思っておりますけれども、早い時期にということは申し上げたいと思います。</p> <p>それで、ハラスメントの加害者となるのは、管理職とは限りませんよね。管理職以外も研修を受けるべきだと私思うんですけども、いかがでしょうか。</p>
加藤議長	答弁、池野事務局長。

池野事務局長	<p>次年度は管理職職員の受講を予定しておりますが、今後、全職員の受講を順次予定しております。研修方法につきましては、講師の方に当組合までお越しいただくなど、検討してまいります。</p> <p>以上です。</p>
加藤議長	<p>10番、門原武志議員。</p>
門原議員	<p>お忙しい中だと思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。</p> <p>次にいきますけれども、相談体制ということについて、職員は愛知県人事委員会に相談できるというような説明が、たしか、去年の白井議員の一般質問への答弁の中であったと思います。それですらね、相談員への対応として、職場への注意喚起など、県人事委員会からあるのか、お伺いします。</p>
加藤議長	<p>答弁、池野事務局長。</p>
池野事務局長	<p>愛知県人事委員会より、相談者の任命権者に対して相談事項の伝達及び調査依頼がございます。その依頼に対しまして調査等を実施し、結果を回答することとなっております。調査等の結果につきましては、愛知県人事委員会より相談者へ伝達されるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
加藤議長	<p>10番、門原武志議員。</p>
門原議員	<p>組合として、外部の相談窓口を整備する考えはあるのでしょうか。</p>
加藤議長	<p>答弁、池野事務局長。</p>
池野事務局長	<p>外部の相談窓口につきましては、愛知県人事委員会の職員からの苦情相談制度を職員が利用することを想定しております。この制度は、公平委員会の事務を愛知県に委託している団体が利用することができるもので、当組合は、尾三衛生組合と愛知県との公平委員会の事務の委託に関する規約に基づきまして、毎年度、愛知県人事委員会へ公平事務受託料を支払い、公平事務を委託しております。</p> <p>なお、職員への周知につきましては、各職員のパソコン上で閲覧できる掲示板について、愛知県人事委員会から届きます、相談制度の案内について掲載しております。</p> <p>以上です。</p>

加藤議長

10番、門原武志議員。

門原議員

去年の白井議員が一般質問の中で触れられた、周知してほしいということを実施しておられるようで、ひとつ安心いたしました。

先ほど答弁の中にありました、愛知県人事委員会からの調査依頼を受けて調査するのは組合でしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

調査につきましては、組合が実施するものでございます。
以上です。

加藤議長

10番、門原武志議員。

門原議員

愛知県人事委員会から伝達された調査結果に不服がある場合、どうすればいいのでしょうか。

加藤議長

答弁、池野事務局長。

池野事務局長

調査結果に不服がある場合につきましては、愛知県人事委員会がその不服の内容に正当性があるのかを判断し、正当性があると認められた場合には、相談者の任命権者に対して再度の調査依頼を行うこととなっております。

以上です。

加藤議長

10番、門原武志議員。

門原議員

外部への相談窓口ということについて考えがあるのか聞いたところ、まず愛知県の人事委員会に相談できる。そして、人事委員会からの勧告などを受けて調査するのは組合。これ、外部じゃないということは皆さんお分かりいただけるのかな。私だけじゃないと思います。これを外部ではないと思うのはね。

私どもの東郷町でも、まさに石橋町長を先頭に、そういった外部相談窓口あるいは外部に調査を依頼するというようなことを検討しているということでありまして、東郷町でできていないことを組合にお願いするっていうのはなかなか無理があるかと思いますがけれども、ハラスメント事案については内部での調査では限界があるということは、私ども東郷町の不幸な事例からも明らかになったと思います。そして、相談窓口も内部ということではなかなか相談しづらい、そして、東郷町でも特別職や議員などは対象になっていなかったと。です

から、特別職である町長が事を起こしたときには対処できなかった。いろいろな不幸な事案が東郷町に積み上がったわけであります。

そうしたことで、ぜひ組合さん、本当に少ない人数で多忙な職務、新しい炉を作らなければならないという中で、大変多忙でありますけれども、そういった視点も持っていたきたいというようなことを思いまして、今回、組合業務、本来業務からはちょっと離れたテーマかなと思いつつ、あえて取り上げさせていただきました。

答弁作成について、御協力いただきましてありがとうございました。

加藤議長

これにて、10番門原武志議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終了します。

日程第5、議案第5号「令和5年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

水野総務課長。

水野総務課長

総務課長、水野。

議案第5号「令和5年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明いたします。

この案を提出するのは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付する必要があるからです。

決算書1、2ページをご覧ください。歳入になります。

表の一番下、歳入合計欄をご覧ください。

予算現額19億9,888万1,000円に対しまして、収入済額は20億2,660万1,641円となりました。昨年度に比べ4億9,388万3,744円の増額となっております。

3、4ページをご覧ください。歳出になります。

表の一番下、歳出合計欄をご覧ください。予算現額19億9,888万1,000円に対しまして、支出済額は19億4,597万9,125円となりました。昨年度に比べ5億7万2,070円増額となっております。

歳入歳出額が昨年度から大きく増額した主な要因といたしましては、新炉建設に係る整備費として、令和5年度より毎年4億円を積み立てていくこととなったことによるものです。

次に、21ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。

歳入総額20億2,660万1,641円、歳出総額19億4,597万9,125円で、歳入歳出差引額は8,062万2,516円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の8,062万2,516円となりました。

続いて、26ページをお願いいたします。基金の状況になります。

財政調整基金、廃棄物処理施設緊急整備基金、廃棄物処理施設整備基金を合わせた前年度末現在高は3億3,728万9,114円で、決算年度中増減高は5億37万3,585円増額して、決算年度末現在高は8億3,766万2,699円となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算事項別明細書のとおりでございます。以上、令和5年度一般会計歳入歳出決算の提案説明とさせていただきます。

加藤議長

ここで、決算審査の結果について監査委員から御報告いただきます。小嶋代表監査委員、お願いいたします。

小嶋代表監査委員

代表監査委員の小嶋です。よろしくお願いいたします。

議長から御指名をいただきましたので、代表監査委員として、令和5年度の一般会計歳入歳出決算の審査結果について御報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者から審査に付されました令和5年度の一般会計歳入歳出決算について、令和6年7月23日に川嶋監査委員とともに審査を行い、合議のもとに意見を取りまとめ、令和6年8月6日付けで管理者へ決算審査意見書を提出いたしました。

審査に当たっては、決算書及び付属書類の計数は正確であるか、あるいは予算は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、財産は適正に管理されているかなどについて、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、実施いたしました。また、あわせて、定期監査、例月出納検査等の結果についても考慮いたしました。

それでは、審査の結果について申し上げます。

審査の結果、各決算書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行及び関連する事務の執行につきましても、おおむね適正に行われているものと認められました。

また、財産の管理につきましても、関係法令に基づき適正に行われているものと認められました。

続きまして、審査に係る意見、要望などを述べさせていただきます。

廃棄物処理施設整備事業については、令和5年度は廃棄物処理施設整備基本構想を策定し、新ごみ処理施設の整備に向けて施設規模や施設の処理方式等を整理検討し、今後必要となる施設整備方針を定めました。

新施設の建設に当たっては、施設整備方針に基づき、環境に配慮し、ごみ焼却から得られるエネルギーの利活用を図り、脱炭素及び地球温暖化に貢献する施設となるよう計画していただきたい。また、災害発生時においても施設の機能を維持し、災害廃棄物の処理にも対応できる施設とするとともに、地域貢献、環境教育機会の創出を図る施設となるよう要望します。

さらには、昨今の物価上昇により多額の費用が見込まれるため、市町の財政状況についても十分配慮し、予算執行に当たっては、最小の経費で最大の効果が得られるよう、あらゆる可能性について研究を深め、最善の方法を検討していただきたいと思います。

最後に、住民生活に必要な不可欠なごみ処理事業を安定的に運営するために、組織及び運営の合理化を図るとともに、事故防止に万全を期し運転管理に努めていただくことを要望しまして、私からの報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
通告により発言を許します。
7番、塚本直樹議員。

塚本議員

7番塚本直樹。
議案第5号、令和5年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、決算書に沿って質問させていただきます。
まず、歳入について。
決算書8ページ、款1分担金及び負担金の決算額15億8,773万4,000円について質問します。
市町からの分担金は、令和5年度から新炉建設費積立金4億円が新設されたため、前年度比74.5%の増との説明ですが、各市町からの運営費は、搬入量割が70%、人口割30%で計算されております。それでは、建設費については、均等割、人口割が各何%で計算されるのでしょうか。

加藤議長

水野総務課長。

水野総務課長

総務課長、水野。
建設費の支弁の方法については、尾三衛生組規約第11条第3項で規定されており、総額の100分の20を均等割とし、100分の80を前年の10月1日における住民基本台帳の人口割となります。
以上です。

加藤議長

7番、塚本直樹議員。

塚本議員

それでは、建設費積立金の積立期間と目標額について御説明ください。

加藤議長

水野総務課長。

水野総務課長	積立期間は令和5年度から30年間、目標額は毎年4億円を目途に120億円としております。 以上です。
加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	それでは、この目標額には、施設整備、またリサイクルプラザの整備や現在稼働している焼却炉の廃炉費用を含めたものでしょうか。御説明をお願いします。
加藤議長	水野総務課長。
水野総務課長	目標額は、焼却施設とリサイクル施設の建設に係る積立金であり、施設修繕や現施設の解体費用及び造成費なども含んでおりません。 以上です。
加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	それでは、款7諸収入節1の雑入、決算額2,574万8,656円について質問します。 雑入のスクラップ売却料が1,775万2,900円で、前年度比15.2%の大幅な減になった要因について御説明をお願いします。
加藤議長	福永施設課主幹。
福永施設課主幹	売却されるスクラップは搬入されたものの中から選別されたものになりますが、令和5年度は令和4年度よりも搬入量が減少したため、それに伴いスクラップの搬出量も減少したことが主な要因であると考えられます。 以上です。
加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	それでは、同じく雑入の再生品販売料、決算額が203万4,470円ありますが、前年度比9.2%の増になっています。いろいろなものを再生して販売されてみえますが、この収入増の要因となった主な物品は何だったのでしょうか。
加藤議長	水野総務課長。

水野総務課長	再生品販売物品の主な項目は、自転車、家具類、その他に分類されますが、そのうち、令和4年度と比べると家具類の落札額が18万3,510円増加したことが主な要因となっております。 以上です。
加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	それでは、歳出について質問させていただきます。 まず、12ページ、款2総務費決算額7億5,444万9,689円について、款2総務費が前年度比118.2%増になっています。建設積立金4億円を除くと、前年度としては876万5,625円の増になりますが、この増額の要因について御説明ください。
加藤議長	水野総務課長。
水野総務課長	節14工事請負費の建物修繕工事を執行したことが主な要因となっております。 以上です。
加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	それでは、14ページ、款2項1目1一般管理費の節12委託料1,727万9,815円の中から質問させていただきます。 法律顧問弁護士料79万2,000円の執行内容について御説明ください。
加藤議長	水野総務課長。
水野総務課長	法律顧問契約につきましては、年間契約を結んでおります。令和5年度は契約関係等で3件の相談をしております。 以上です。
加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	それでは、同じく委託料の庁舎総合管理業務委託料770万円の委託先及びこれの業務内容について御説明ください。
加藤議長	水野総務課長。

水野総務課長	<p>委託先は鹿島建物総合管理株式会社中部支社で、業務内容といたしましては、空調設備、昇降機設備、給排水衛生設備、レジオネラ菌対策、ネズミ・害虫駆除業務及び中央監視装置点検業務、6件をまとめた契約となっております。</p> <p>以上です。</p>
加藤議長	<p>7番、塚本直樹議員。</p>
塚本議員	<p>それでは、節14工事請負費のうち、建物修繕工事のリサイクルプラザ工場棟屋上防水工事789万4,700円が計上されております。これはどのような修繕工事を行ったものですか。工事内容について御説明ください。</p>
加藤議長	<p>水野総務課長。</p>
水野総務課長	<p>修繕内容につきましては、リサイクルプラザ屋上に経年劣化によるひび割れや剥がれがあり、これらの影響による雨漏りを防止するため、改質アスファルトシート防水、トップライトシーリングなどを行いました。修繕箇所につきましては、破砕機室、脱臭装置室及びプラットホームの屋上の3か所の修繕を行いました。</p> <p>以上です。</p>
加藤議長	<p>7番、塚本直樹議員。</p>
塚本議員	<p>それでは、総務費の項1目2エコサイクル推進事業費、節7報償費の決算額11万7,000円について質問させていただきます。</p> <p>実績に関する調書を見ますと、リサイクル教室が13教室開催されたと紹介されています。タイトルを見ますと、椅子の端材を使った革小物づくり教室など、いずれも楽しいプログラムとなっておりますが、教室の定員及び参加者数はどのようになっていますでしょうか。また、令和5年度に新たに導入された事業はありますか。</p>
加藤議長	<p>水野総務課長。</p>
水野総務課長	<p>リサイクル教室の定員は講師の方に決めていただいております、約10名から20名の間で募集し、令和5年度の参加者数は163名となっております。令和5年度に新たに導入した教室はありませんが、リサイクル教室の内容等につきましては、毎年講師の方と相談をしながら変更を行っております。</p> <p>以上です。</p>

加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	それでは、このリサイクル教室において、コロナ感染症の5類移行に伴い参加者が認められましたでしょうか。御説明をお願いします。
加藤議長	水野総務課長。
水野総務課長	令和4年度とリサイクル教室の開催内容が異なっておりますので、人数的にはちょっと分かりかねますが、比較すると32名の参加者増となっております。以上です。
加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	それでは、次に、15ページからの款3衛生費の決算額10億6,991万381円について質問します。 衛生費が前年度比9.3%の大幅な増になったのは、決算の大部分を占める項1清掃費目1塵芥処理管理費、決算額8億9,980万897円が前年度比9.8%増になったことによるものと考えられますが、この塵芥処理管理費の増額の要因について御説明ください。
加藤議長	福永施設課主幹。
福永施設課主幹	工事請負費の焼却施設補修工事に係る経費の増額が主な要因となります。以上です。
加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	ありがとうございます。 それでは、18ページ、節14の工事請負費ごみ焼却施設補修工事決算額2億5,999万3,800円について、この補修工事の内容はどのようなもので、焼却炉の運転に支障はなかったのでしょうか。御説明ください。
加藤議長	福永施設課主幹。
福永施設課主幹	施設の整備計画に基づき、例年実施している焼却施設と塵芥クレーンの定期整備、炉内耐火物工事のほか、電気ケーブルの再敷設、電気室の高圧配電盤の整備、塵芥クレーンの荷重計の更新などを新たに行いました。焼却炉の運転に

	支障はございませんでした。 以上です。
加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	それでは、同じく工事請負費の中にリサイクルプラザ補修工事9,183万9,000円がありますが、これの補修工事の内容と、リサイクルプラザの運営に支障がなかったかどうか。説明をお願いします。
加藤議長	福永施設課主幹。
福永施設課主幹	施設の整備計画に基づき、例年実施している定期整備と粗大クレーンの定期整備となっております。リサイクルプラザの運営に支障はございませんでした。 以上です。
加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	それでは、最後に、実績に関する調書を見ますと、令和5年度のごみの搬入量が4万8,679トンで、可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみの全てで前年度を下回っているとの記述があります。搬入ごみ減少の要因として考えられることは何ですか。
加藤議長	小林業務課長。
小林業務課長	業務課長、小林。 明確な理由は定かではございませんが、組合市町におけるごみ減量施策の推進等により、全体的に搬入量が減少したと捉えています。また、令和4年度にプラスチック資源循環促進法が施行されたことを受け、東郷町は令和5年7月から、みよし市は令和5年10月から、プラスチック資源の回収を開始したことも減少の要因の一つと捉えています。
加藤議長	7番、塚本直樹議員。
塚本議員	令和5年度決算から焼却費が増したということで、円安による光熱水費及び薬剤費等の原材料費が高騰していると、尾三衛生の運営は厳しい状況であるということは分かっておりますが、加えて、施設の老朽化による修繕費もかさんできていることも確認させていただいております。 以上、私からの質疑は終わらせていただきます。

	<p>ありがとうございました。</p>
加藤議長	<p>これにて、7番塚本直樹議員の議案質疑を終わります。 次に、2番白井えり子議員。</p>
白井議員	<p>議案第5号につきまして数点の通告をいたしました。塚本議員の質疑とかなりかぶっているところもありますので、割愛するところも出てきますが、よろしくお願いたします。</p> <p>まず、1点目です。歳入の7款2項のスクラップ等売却料の増減額の理由です。ここについて再度お答えをお願いいたします。</p>
加藤議長	<p>福永施設課主幹。</p>
福永施設課主幹	<p>小型家電品の増額は、売却単価が上昇したこと。羽毛布団の増額は、搬出量が増えたことが要因となっております。スクラップの減額は、前年度より搬入量が減少したため、搬出量が減少したことが主な要因と考えております。古紙・古着の減額も、前年度よりストックヤードでの回収量が減少したため、搬出量が減少したことが要因となっております。</p> <p>以上です。</p>
加藤議長	<p>2番、白井えり子議員。</p>
白井議員	<p>では、再質で確認ですけれども、羽毛布団につきましては、毎年ここで、もう少しPRをして増やしたらどうか、というようなPRについての質疑や指摘がありましたけれども、今回はこの羽毛布団の増加は、何か特別なPR等努力をされたのか。また、スクラップの減少は分別が進んだ影響なのか。また、古紙と古着の単価の変動はいかがでしょうか。また、古着につきましては、海外では今、既にもうあふれてしまって焼却されているという、こういった報道も多々ありますけれども、この尾三衛生からの古着は適切にリサイクルをされていましてでしょうか。</p>
加藤議長	<p>福永施設課主幹。</p>
福永施設課主幹	<p>羽毛布団は、特にPRは行っておりません。</p> <p>スクラップの搬入量の減少につきましては、明確な理由は定かではございませんが、組合市町におけるごみ減量施策の推進等により、搬入量が減少したと捉えております。古紙・古着の単価ですが、令和4年度から変動はございませんでした。古着のリサイクルにつきましては、主にリユースされております。</p>

以上です。

加藤議長 2番、白井えり子議員。

白井議員 次の歳出の2款1項1目につきましては、塚本議員の答弁で分かりましたので、割愛をいたします。

次に、歳出3款1項1目のごみ処理粗大ごみの罹災ごみ96%減、この理由は何か。また、能登の災害ごみの受入れはあったのでしょうか。

加藤議長 小林業務課長。

小林業務課長 罹災ごみにつきましては、令和4年度に対して、令和5年度は組合市町で火災等により発生したごみが減少したことによるものと捉えています。能登半島地震の災害廃棄物につきましては、愛知県からの受入れ可能性の事前調査があり、受入れ可能と回答いたしましたが、現時点では組合には搬入されていません。

加藤議長 2番、白井えり子議員。

白井議員 次ですけれども、歳出の3款1項1目ごみ処理搬入量、全ての市町区分で減少していますけれども、金額が増加している理由につきましてはどのようなか。塚本議員の質疑で一応お答えがありました。確認のために再度お答えください。

加藤議長 小林業務課長。

小林業務課長 増額理由といたしましては、主に工事請負費の増額によるもので、ごみ搬入量の増減に伴い、塵芥処理管理費が大きく変動するものではありません。

加藤議長 2番、白井えり子議員。

白井議員 では、工事請負費の単価については、材料費や労務費の高騰等、こういった工事の請負費の単価が大きく変わったのでしょうか。

加藤議長 小林業務課長。

小林業務課長 工事請負費の単価は、材料費や労務費の高騰により上昇しております。

以上です。

加藤議長	2番、白井えり子議員。
白井議員	では、次に、歳出の3款1項2目の処理委託実績の破砕不燃物23%減、処理困難物451%増、この理由はどのようなものでしょうか。
加藤議長	小林業務課長。
小林業務課長	破砕不燃物の減少につきましては、金属ごみをはじめとする不燃系ごみの搬入量が減少したことによるものと捉えています。処理困難物の増加につきましては、令和4年度まで陶磁器・ガラスの資源化を行っていましたが、令和5年度から処理困難物処分業務委託において、陶磁器分を埋立処分に切り替えたことにより増加いたしました。 以上です。
加藤議長	2番、白井えり子議員。
白井議員	では、最後に、歳出の決算書の4ページですけれども、歳出全体の不用額が、5,290万1,875円という多額の不用額が出ています。当初予算、補正を含め、この内容はどのようなものでしょうか。
加藤議長	水野総務課長。
水野総務課長	総務課長、水野。 総務費では、管理職職員1名が病欠により休職したことにより、人件費に不用額が生じました。衛生費では、需用費の光熱水費、電力量料金が一番の要因となり、これについては、国と中部電力ミライズからの補助金による燃料調整単価が下がったことによるものになります。その他、委託料などの不用額につきましては、入札執行残などによるものになります。 以上となります。
加藤議長	これにて、2番白井えり子議員の議案質疑を終わります。 以上で議案第5号の通告による質疑は終わりました。 これより、討論、採決に入ります。 議案第5号について、反対討論を許します。 賛成討論を許します。 討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。 議案第5号については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求

めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第6号「令和6年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

水野総務課長。

水野総務課長

総務課長、水野。

議案第6号「令和6年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

1枚めくっていただき、議案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,234万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,060万9,000円に定めるものであります。

3ページをご覧ください。

第2表債務負担行為になります。新炉建設に伴う業務として、廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務と環境影響評価業務、2件の債務負担行為になります。

7、8ページをご覧ください。

歳入につきましては、款4財産収入利子及び配当金は、財政調整基金の定期預金利子及び新炉建設のために積み立てている施設整備基金の債券運用利子となります。款6繰越金は、令和5年度の決算剰余金になります。

9、10ページをご覧ください。

歳出につきましては、款2総務費の積立金は、先ほど歳入で御説明いたしました基金運用利子と繰越金になります。

以上、補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。

加藤議長

これより質疑に入ります。

議案第6号については、質疑の通告がありませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議案第6号について、反対討論を許します。

賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決いたします。

議案第6号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議員提出議案第1号「議員派遣について」を議題とします。提案者の説明を求めます。

2番、白井えり子議員。

白井議員

2番白井えり子。

議員提出議案第1号「議員派遣について」説明をさせていただきます。

提案理由としましては、尾三衛生組合議会の会議に関する規則第63条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるからです。

目的としましては、令和16年度から新しいごみ処理施設を稼働させる方針が決まったことに伴い、最新の処理施設及び処理方式の異なるごみ焼却施設を視察することで、それぞれの特徴、現状を把握するとともに、その他、付加価値事業や環境学習等の啓発に向けた施設整備への取り組みを学び、今後の組合運営に活用することを目的としています。

派遣場所としましては、静岡県浜松市にあります浜松市天竜清掃工場と長野県伊那市にあります上伊那クリーンセンターです。

派遣期間としましては、令和6年10月29日及び30日の2日とします。

派遣議員は、尾三衛生組合全議員とします。

以上、提案とさせていただきます。

加藤議長

これより質疑に入ります。

議員提出議案第1号については、質疑の通告がありませんでしたので、これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第1号について、反対討論を許します。

賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議員提出議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。派遣内容について変更がある場合は、その取扱いを議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、派遣内容について変更がある場合は、その取扱いを議長に委任することに決定しました。

日程第8、報告第1号「専決処分の報告について」を議題とします。

報告者の説明を求めます。

池野事務局長。

池野事務局長

事務局長、池野。

専決処分の報告について御説明させていただきます。

資料の専決処分書をご覧ください。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

専決事項の内容につきましては、公用車の接触事故による損害賠償額の決定についてでございます。

事故の概要につきましては、令和6年4月25日金曜日に、当組合内の駐車場において公用車を駐車場に駐車しようとしていたところ、先に駐車されていた相手方車両の右前方部に当方公用車が接触する事故が発生したものでございます。過失割合は、組合側100%、損害賠償額は49万2,283円でございます。

今後、より一層安全運転を徹底させることにより、事故防止に努めてまいります。

報告は以上です。

加藤議長

報告は終わりました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

管理者閉会挨拶。小山管理者。

小山管理者

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日提案をさせていただきました議案につきまして、御審議を賜り、原案ど

おり議決いただきましたことに感謝を申し上げます。

また、小嶋代表監査委員におかれましては、決算審査の御報告、意見をいただき、大変ありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、季節の変わり目でもございます。くれぐれも健康に御留意をいただき、一層の御活躍をされますよう心からお願い申し上げますとともに、今後とも本組合に対しまして御支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

加藤議長

本定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様の御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

今後とも皆様方の御協力をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして令和6年第2回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

加藤（雅）書記

御起立をお願いいたします。

一同、礼。

お疲れさまでした。

(閉会 午後 3時53分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年**11**月**14**日

議長 加藤啓二

署名議員 高橋通則

署名議員 川嶋恵美